

神 新 支 掲 示 第 1 号
令 和 4 年 8 月 2 日

関税法(昭和29年法律第61号)第24条第1項の規定に基づき、三島川之江港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所を下記のように指定し、同法施行令(昭和29年政令第150号)第22条第1項の規定により公告する。

なお、三島川之江港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通、又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示(平成23年神新支掲示第1号)は廃止する。

新居浜税関支署長 宇都宮 耕治

本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通を行う場合に経なければならない場所

- ① 東埠頭東内防波堤市設栈橋
- ② 村松2号及び5、6、7、8号岸壁維けい中の船舶については村松1番から8番ゲート
- ③ 大江1号から4号岸壁維けい中の船舶については大江南ゲート
- ④ 金子1号岸壁維けい中の船舶については金子1号ゲート

神 新 支 掲 示 第 2 号
令 和 4 年 8 月 2 日

関税法(昭和29年法律第61号)第24条第1項の規定に基づき、三島川之江港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を下記のように指定し、同法施行令(昭和29年政令第150号)第22条第1項の規定により公告する。

なお、三島川之江港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通、又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示(平成23年神新支掲示第1号)は廃止する。

新居浜税関支署長 宇都宮 耕治

本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所

- ① 東埠頭東内防波堤市設棧橋
- ② 村松1号から村松8号までの各岸壁
- ③ 大江1号から大江4号までの各岸壁
- ④ 金子1号岸壁